

# 総務委員会 議案説明資料

令和6年2月27日

件名		頁
1 第10号議案	足立区組織条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 第11号議案	足立区職員定数条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3 第28号議案	足立区防災減災対策整備基金条例の一部を改正する条例・・・	7

( 政策経営部 )

# 第10号 議案説明資料

令和6年2月27日

件名	足立区組織条例の一部を改正する条例				
所管部課名	政策経営部 政策経営課				
内容	<p>組織改正により部の分掌事務を変更する必要があるため、以下のとおり足立区組織条例を改正する。</p> <p><b>1 改正内容</b></p> <p>令和6年度から学童保育に関する事務を地域のちから推進部から子ども家庭部に移管するにあたり、第2条（分掌事務）のうち、地域のちから推進部の分掌事務を次のとおり改正する。</p> <table border="1" data-bbox="379 824 1412 1361"> <thead> <tr> <th data-bbox="379 824 895 880">改正前</th> <th data-bbox="895 824 1412 880">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="379 880 895 1361">                     地域のちから推進部                      （省略）  <u>6 学童保育に関すること。</u>  <u>7 男女共同参画の推進に関すること。</u>  <u>8 生涯学習、文化及びスポーツの振興施策の推進に関すること。</u>  <u>9 図書館活動の推進に関すること。</u> </td> <td data-bbox="895 880 1412 1361">                     地域のちから推進部                      （改正なし）  <u>（削る）</u>  <u>6 男女共同参画の推進に関すること。</u>  <u>7 生涯学習、文化及びスポーツの振興施策の推進に関すること。</u>  <u>8 図書館活動の推進に関すること。</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 施行年月日</b> 令和6年4月1日</p> <p><b>3 新旧対照表</b> 別紙のとおり</p> <p><b>4 今後の方針</b> 今後も、効率的で質の高い行政サービスを実現するために必要な体制整備を図りながら、適切な組織運営を行っていく。</p>	改正前	改正後	地域のちから推進部 （省略） <u>6 学童保育に関すること。</u> <u>7 男女共同参画の推進に関すること。</u> <u>8 生涯学習、文化及びスポーツの振興施策の推進に関すること。</u> <u>9 図書館活動の推進に関すること。</u>	地域のちから推進部 （改正なし） <u>（削る）</u> <u>6 男女共同参画の推進に関すること。</u> <u>7 生涯学習、文化及びスポーツの振興施策の推進に関すること。</u> <u>8 図書館活動の推進に関すること。</u>
改正前	改正後				
地域のちから推進部 （省略） <u>6 学童保育に関すること。</u> <u>7 男女共同参画の推進に関すること。</u> <u>8 生涯学習、文化及びスポーツの振興施策の推進に関すること。</u> <u>9 図書館活動の推進に関すること。</u>	地域のちから推進部 （改正なし） <u>（削る）</u> <u>6 男女共同参画の推進に関すること。</u> <u>7 生涯学習、文化及びスポーツの振興施策の推進に関すること。</u> <u>8 図書館活動の推進に関すること。</u>				

## 足立区組織条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>○足立区組織条例 昭和52年 3月31日 条例第5号</p>	<p>○足立区組織条例 昭和52年 3月31日 条例第5号</p>
<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、 区長の権限に属する事務を分掌させるため、足立区に次の部を置く。</p> <p>政策経営部 総務部 危機管理部 施設営繕部 区民部 地域のちから推進部 産業経済部 福祉部 衛生部 環境部 都市建設部 (分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。 (省略) 地域のちから推進部 (省略) <u>6</u> 学童保育に関すること。 <u>7</u> 男女共同参画の推進に関すること。 <u>8</u> 生涯学習、文化及びスポーツの振興施策の推進に関すること。 <u>9</u> 図書館活動の推進に関すること。 (省略)</p>	<p>第1条 (改正なし)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。 (改正なし) 地域のちから推進部 (改正なし) (削る) <u>6</u> 男女共同参画の推進に関すること。 <u>7</u> 生涯学習、文化及びスポーツの振興施策の推進に関すること。 <u>8</u> 図書館活動の推進に関すること。 (改正なし)</p>

改正前	改正後
	<u>付 則（令和6年 月 日条例第 号）</u> <u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u>

# 第 11 号 議 案 説 明 資 料

令和 6 年 2 月 27 日

件 名	足立区職員定数条例の一部を改正する条例																																												
所管部課名	政策経営部 政策経営課																																												
内 容	<p>職員定数の変更に伴い、以下のとおり足立区職員定数条例を改正する。</p> <p><b>1 改正内容</b> 第 2 条（職員の定数）を次のとおり改正する。</p> <table border="1" data-bbox="383 683 1426 1176"> <thead> <tr> <th></th> <th>旧</th> <th>新</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 区長の事務部局の職員</td> <td>2, 516人</td> <td>2, 515人</td> <td>△1</td> </tr> <tr> <td>(2) 議会の事務部局の職員</td> <td>16人</td> <td>16人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 教育委員会の事務部局の職員</td> <td>805人</td> <td>843人</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>(4) 選挙管理委員会の事務部局の職員</td> <td>12人</td> <td>12人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) 監査委員の事務部局の職員</td> <td>8人</td> <td>8人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6) 農業委員会の事務部局の職員</td> <td>2人</td> <td>2人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>3, 359人</td> <td>3, 396人</td> <td>37</td> </tr> </tbody> </table> <p>《参考》</p> <table border="1" data-bbox="383 1272 1426 1467"> <thead> <tr> <th></th> <th>旧</th> <th>新</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公社等派遣定数</td> <td>33人</td> <td>36人</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>足立区総定数</td> <td>3, 392人</td> <td>3, 432人</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 施行年月日</b> 令和 6 年 4 月 1 日</p> <p><b>3 新旧対照表</b> 別紙のとおり</p> <p><b>4 今後の方針</b> 今後も、変化する社会経済情勢に対応し、的確な行政サービスを提供していくため、適正な職員定数管理を行っていく。</p>		旧	新	増減	(1) 区長の事務部局の職員	2, 516人	2, 515人	△1	(2) 議会の事務部局の職員	16人	16人		(3) 教育委員会の事務部局の職員	805人	843人	38	(4) 選挙管理委員会の事務部局の職員	12人	12人		(5) 監査委員の事務部局の職員	8人	8人		(6) 農業委員会の事務部局の職員	2人	2人		合 計	3, 359人	3, 396人	37		旧	新	増減	公社等派遣定数	33人	36人	3	足立区総定数	3, 392人	3, 432人	40
	旧	新	増減																																										
(1) 区長の事務部局の職員	2, 516人	2, 515人	△1																																										
(2) 議会の事務部局の職員	16人	16人																																											
(3) 教育委員会の事務部局の職員	805人	843人	38																																										
(4) 選挙管理委員会の事務部局の職員	12人	12人																																											
(5) 監査委員の事務部局の職員	8人	8人																																											
(6) 農業委員会の事務部局の職員	2人	2人																																											
合 計	3, 359人	3, 396人	37																																										
	旧	新	増減																																										
公社等派遣定数	33人	36人	3																																										
足立区総定数	3, 392人	3, 432人	40																																										

## 足立区職員定数条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>○足立区職員定数条例 昭和50年3月31日条例第12号</p>	<p>○足立区職員定数条例 昭和50年3月31日条例第12号</p>
<p>第1条 この条例で「職員」とは、区長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務部局に常時勤務する地方公務員（副区長及び教育長を除く。）をいう。 （職員の定数）</p>	<p>第1条 （改正なし）  （職員の定数）</p>
<p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 （1） 区長の事務部局の職員 <u>2,516人</u> （2） 議会の事務部局の職員 16人 （3） 教育委員会の事務部局の職員 <u>805人</u> （4） 選挙管理委員会の事務部局の職員 12人  （5） 監査委員の事務部局の職員 8人 （6） 農業委員会の事務部局の職員 2人 <u>合計 3,359人</u></p>	<p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 （1） 区長の事務部局の職員 <u>2,515人</u> （2） 議会の事務部局の職員 16人 （3） 教育委員会の事務部局の職員 <u>843人</u> （4） 選挙管理委員会の事務部局の職員 12人 （5） 監査委員の事務部局の職員 8人  （6） 農業委員会の事務部局の職員 2人 <u>合計 3,396人</u></p>
<p>2 （省略） 3 （省略）</p>	<p>2 （改正なし） 3 （改正なし）</p>
<p>第3条 （省略）</p>	<p>第3条 （改正なし）  <u>付 則（令和6年 月 日条例第 号）</u> <u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>

# 第 28 号 議 案 説 明 資 料

令和 6 年 2 月 27 日

件 名	<b>足立区防災減災対策整備基金条例の一部を改正する条例</b>									
所管部課名	政策経営部 財政課									
内 容	<p><b>1 改正目的</b>          令和 6 年能登半島地震の発生を受け、災害から区民の命と暮らし、財産を守るために日ごろの備えを一層強化するとともに、被災後の早期の復旧に活用するため、基金の用途を拡充する。          また、それに伴い、基金の名称を「足立区災害対策基金」に変更する。</p> <p><b>2 改正内容（別紙 新旧対照表のとおり）</b></p> <table border="1" data-bbox="360 860 1426 1335"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基金名</td> <td>足立区防災減災対策整備基金</td> <td>足立区災害対策基金</td> </tr> <tr> <td>基金の活用対象</td> <td>                     ① 公共施設の整備                      ② 耐震化のための区民への助成                 </td> <td>                     ① 公共施設の整備                      ② 耐震化のための区民への助成                      ③ 災害対策にかかる物品等の整備                      ④ 被災後の応急対策・災害復旧等                 </td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 主な基金活用事業（想定）</b>          これまでの用途である避難所となる学校体育館のエアコン設置や耐震化促進のための助成に加え、災害用備蓄物品・資機材・倉庫などの整備や被災直後の応急対応経費、災害復旧のためのインフラ整備などに活用。</p> <p><b>4 新旧対照表</b>          別紙のとおり</p> <p><b>5 施行年月日</b>          公布の日から施行する。</p> <p><b>6 今後の方針</b>          基金の積極的な活用により、災害対策のより一層の強化を進めていく。          なお、基金の具体的な用途や将来の積立目標金額等については、国や都との役割分担を整理し関係所管と調整のうえ、早急に精査する。</p>		改正前	改正後	基金名	足立区防災減災対策整備基金	足立区災害対策基金	基金の活用対象	① 公共施設の整備 ② 耐震化のための区民への助成	① 公共施設の整備 ② 耐震化のための区民への助成 ③ 災害対策にかかる物品等の整備 ④ 被災後の応急対策・災害復旧等
	改正前	改正後								
基金名	足立区防災減災対策整備基金	足立区災害対策基金								
基金の活用対象	① 公共施設の整備 ② 耐震化のための区民への助成	① 公共施設の整備 ② 耐震化のための区民への助成 ③ 災害対策にかかる物品等の整備 ④ 被災後の応急対策・災害復旧等								

改正前	改正後
<p>○<u>足立区防災減災対策整備基金条例</u> 平成31年 2月27日条例第 1号</p> <p>改正 令和 4年 9月30日条例第31号</p> <p>足立区防災減災対策整備基金条例を公布する。 <u>足立区防災減災対策整備基金条例</u> (設置)</p> <p>第 1条 区民の生命・財産・安全を守る防災及び減災対策の強化に資する整備 (以下「<u>防災減災対策</u>」という。) に要する資金に充てるため、<u>足立区防災減災対策整備基金</u> (以下「<u>基金</u>」という。) を設置する。</p> <p>第 2条～第 5条 (省略)</p> <p>(処分)</p> <p>第 6条 区長は、必要があると認めるときは、基金の一部又は全部を<u>防災減災対策</u>に係る資金として処分することができる。</p> <p>第 7条 (省略)</p>	<p>○<u>足立区災害対策基金条例</u> 平成31年 2月27日条例第 1号</p> <p>改正 令和 4年 9月30日条例第31号 令和 6年 月 日条例第 号</p> <p>足立区防災減災対策整備基金条例を公布する。 <u>足立区災害対策基金条例</u> (設置)</p> <p>第 1条 区民の生命・財産・安全を守る防災及び減災対策の強化、<u>災害応急対策並びに災害復旧</u> (以下「<u>災害対策</u>」という。) に要する資金に充てるため、<u>足立区災害対策基金</u> (以下「<u>基金</u>」という。) を設置する。</p> <p>第 2条～第 5条 (現行のとおり)</p> <p>(処分)</p> <p>第 6条 区長は、必要があると認めるときは、基金の一部又は全部を<u>災害対策</u>に係る資金として処分することができる。</p> <p>第 7条 (現行のとおり)</p> <p><u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>